

東部大阪都市計画 地区計画の決定(柏原市決定)

都市計画安堂町・高井田地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	安堂町・高井田地区 地区計画	
位 置	柏原市安堂町・高井田 地内	
面 積	約 2.2 ha	
地区の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、柏原市の中心部に位置し、付近には市役所などの公共施設や鉄道施設があるなど、市民生活において利便性に優れた地区であります。</p> <p>これらの立地条件を踏まえ、今後さらに公共施設等の適正な配置を図ることで快適で利便性の高い都市空間の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>柏原市公共施設等再編整備基本計画に基づき、地区内の既存公共施設等を有効活用し、行政サービス機能を集約・複合化を行い、効率的・効果的な土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、柏原市公共施設等再編整備基本計画と整合性を図り、建築物等の用途の制限を定め、快適で利便性の高い都市空間の形成に努める。</p>

2. 地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 児童福祉、社会教育、社会福祉若しくは老人福祉に供するもの又は住民の交流活動その他これらに類する用途に供するもので、市の事務所又は事業の用に供する建築物 • 水泳場 • 庭球場 • 店舗・飲食店 • 前各号の建築物に付属するもの
	建築物の緑化率の最低限度	20%

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」